

事務連絡
令和3年12月27日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

「介護職員処遇改善支援補助金」について

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)において、介護職員を対象に、「賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度(月額9,000円)引き上げるための措置を、来年2月から前倒しで実施する。」とされました。

また、この措置については、各事業所において、他の職種にも一定の処遇改善を行うことができるよう、この処遇改善の収入について柔軟な運用を認める方針です。

これについて、今般、令和3年度補正予算が令和3年12月20日に成立しましたので、「介護職員処遇改善支援補助金」に係る要件等の現時点の案について、別紙のとおり、「介護職員処遇改善支援補助金」について(令和3年12月27日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡)を都道府県等に対して発出いたしました。

別紙の案に記載のとおり、令和4年2月から収入の引上げを行っていること等が本補助金の交付要件となりますので、本補助金の対象となる介護サービス事業所等におかれましては、令和4年2月から対象職員について収入の引上げを行っていただく準備をお願いいたします。具体的な申請手続等については、追ってお知らせいたします。

貴会におかれましては、本事務連絡の内容についてご了知いただくとともに、会員各位への周知についてご協力をお願いいたします。

【照会先】

厚生労働省老健局老人保健課
TEL : 03-5253-1111 (内線 3989、3949)

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会

一般社団法人 日本慢性期医療協会

日本介護医療院協会

公益社団法人 日本看護協会

公益財団法人 日本訪問看護財団

一般社団法人 全国訪問看護事業協会

一般社団法人 全国デイ・ケア協会

一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会

一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会

一般社団法人 日本言語聴覚士協会

一般社団法人 日本作業療法士協会

公益社団法人 日本理学療法士協会